（自動車登録規則の一部改正）

第二条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録事項の通知方法） **第六条の二の二**　法第十条（法第十二条第四項、第十三条第四項、第十四条第二項及び第三十八条第二項並びに令第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録事項の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 一　法第七十四条の六第一項に規定する変更記録に関する事務による場合　自動車登録ファイルに記録された登録事項を法第六条第一項の電子情報処理組織（第六条の十六第一号、第六条の十八、第六条の十九第二号及び第二十九条において単に「電子情報処理組織」という。）を使用して送信し、これを当該情報を受けようとする特定変更記録事務代行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、当該特定変更記録事務代行者を介して行う方法 二　前号以外の場合　登録事項等通知書を交付する方法 （登録識別情報の通知方法） **第六条の十六**　法第十八条の二第一項の規定による登録識別情報の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 一　新規登録、変更登録又は移転登録をした場合　自動車登録ファイルに記録された登録識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請者があらかじめ入手した識別番号及び暗証番号を用いて申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 二　（略）	（新設） （登録識別情報の通知方法） **第六条の十六**　法第十八条の二第一項の規定による登録識別情報の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 一　新規登録、変更登録又は移転登録をした場合　自動車登録ファイルに記録された登録識別情報を法第六条第一項の電子情報処理組織（第六条の十八、第六条の十九第二号及び第二十九条において単に「電子情報処理組織」という。）を使用して送信し、これを申請者があらかじめ入手した識別番号及び暗証番号を用いて申請者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 二　（略）

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第三条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録及び検査に関する申請書等の様式） **第二条**　（略） 2　自動車の検査及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置に関する次の表の上欄に掲げる申請書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。 一　（略）　（略） 二　（略）　（略）	（登録及び検査に関する申請書等の様式） **第二条**　（略） 2　自動車の検査及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置に関する次の表の上欄に掲げる申請書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。 一　（略）　（略） 二　（略）　（略）